

～新型コロナウイルス感染が確認された際の対応について(周知)～

2022. 8. 3

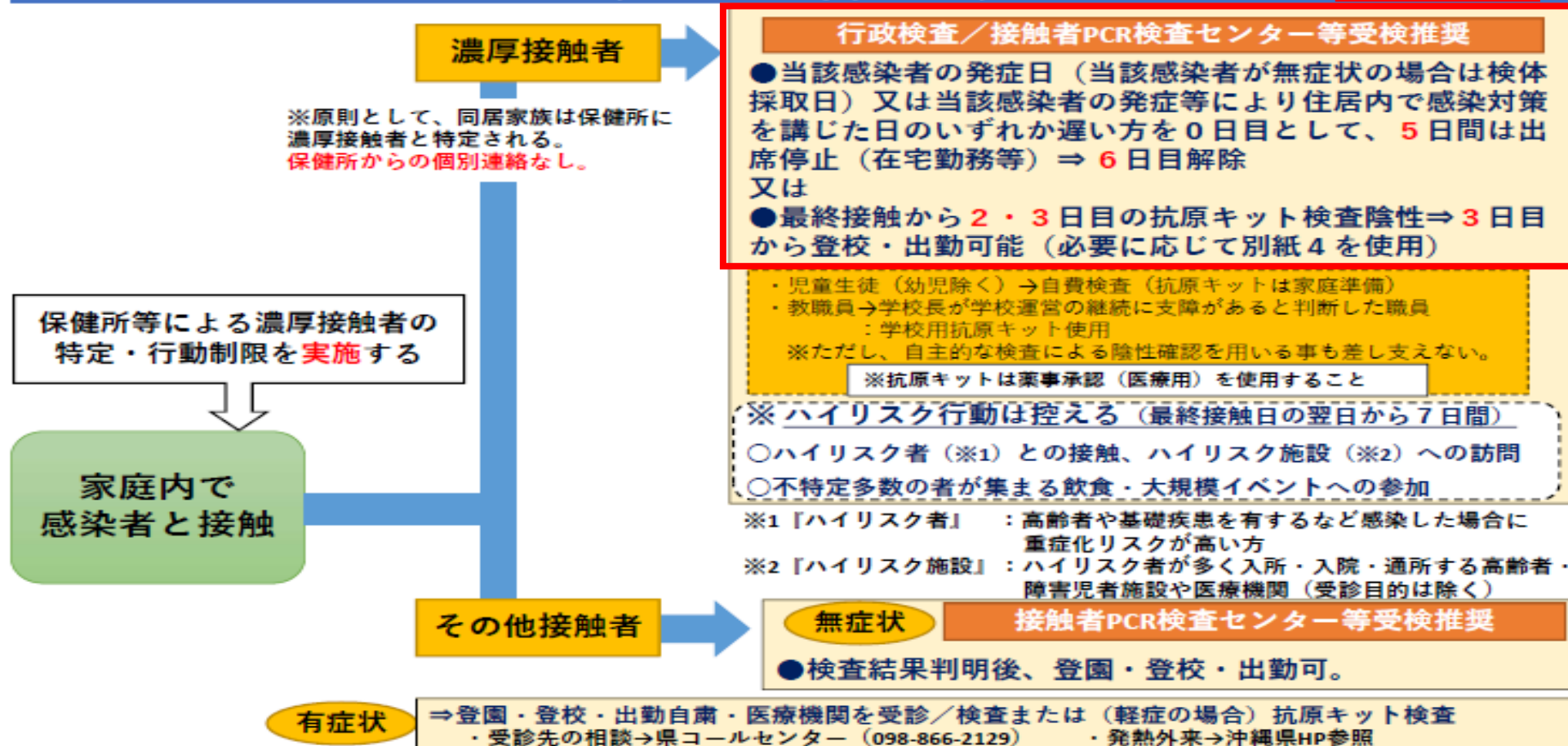
※同居家族内に感染者が発生した場合の対応について(2022.8.3 一部改正)別紙2のとおりです。(内容に変更があります)

- 感染者の発症日または住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間は出席停止・在宅勤務(6日目解除)
- 2,3日目に医療用抗原キットを使用し、陰性であれば3日目から登校・出勤可能

【沖縄県教育委員会版】※沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部総括情報部長通知の(1) 関連 別紙2

【オミクロン株流行下】同居家族に感染者が発生した者の対応について (全公立幼稚園・学校)

2022.4.1適用
一部改正2022.8.3



☆感染者が発生した場合には、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくようお願いします。
☆同居家族以外の感染者と接触した場合で、保健所から濃厚接触者と特定された場合も、同様の対応となります。

※同居家族以外の感染者と接触した場合(部活や学級内・学童や習い事など)については今までとおりで変更はありません。

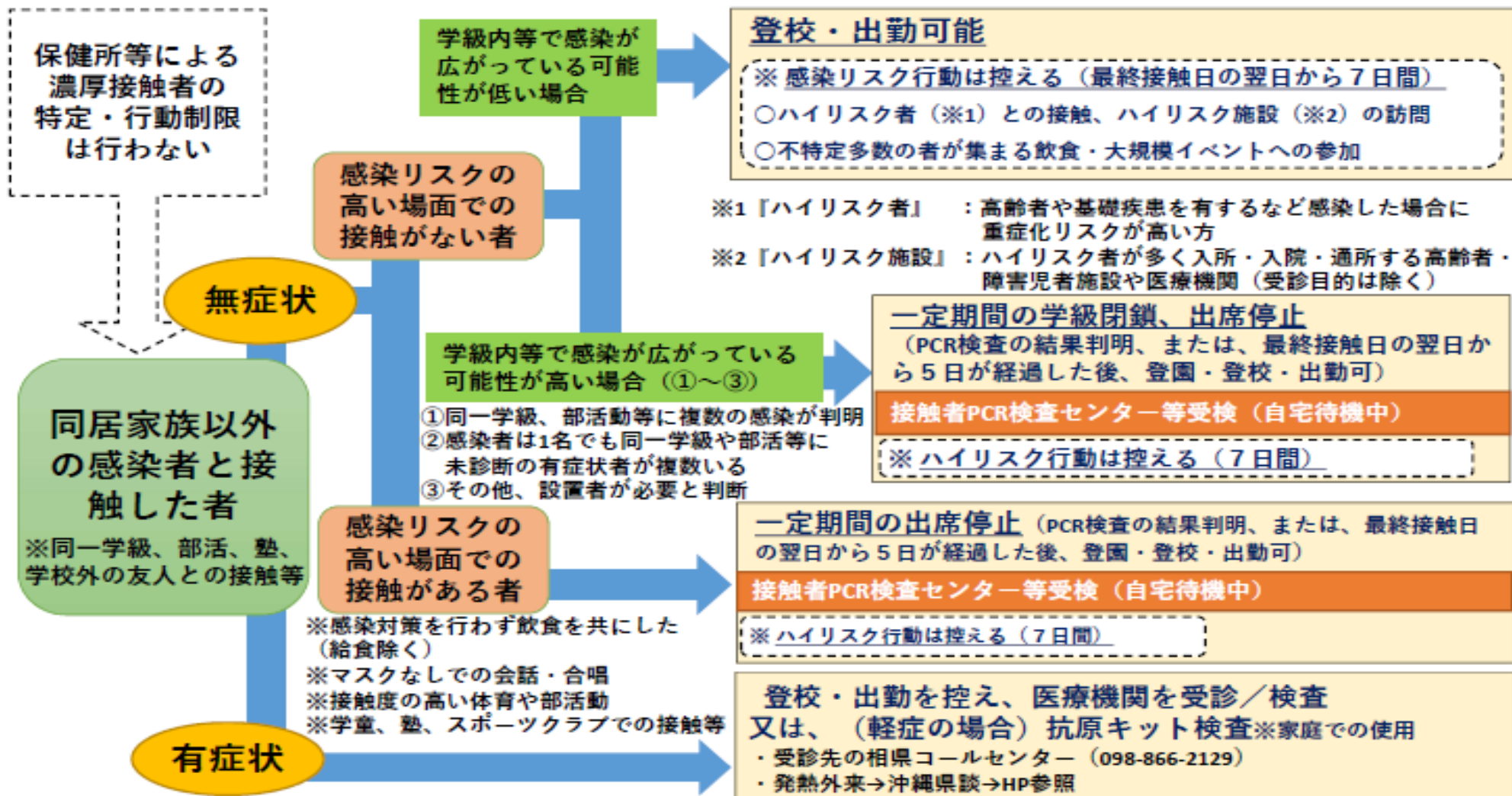
○感染リスクの高い接触があった場合 ⇒ 5日間の出席停止 / PCR検査を受検し陰性であれば解除(登校・出勤可)

【沖縄県教育委員会版】※沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部総括情報部長通知の(5) 関連

別紙3-②

【オミクロン株流行下】同居家族以外の感染者と接触した者の対応について (小学校・中学校・高等学校)

2022.4.1適用
一部改正2022.8.3



☆5名以上の集団感染が発生した場合や離島地域においては、状況に応じて上記対応の実施について保健所において判断します。保健所から指示があった場合は、その指示に従ってください。☆感染者が発生した場合には、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくようお願いします。